

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
に基づく周南市特定事業主行動計画 改定版【概要】

◇計画の目的

女性職員が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍するための支援を目的として本行動計画を策定。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第19条の規定）

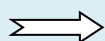
◇計画の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
（平成28年度から令和7年度の時限である女性活躍推進法の後半部分）

◇達成しようとする目標

【目標1】 消防本部における女性消防吏員の割合を高めます。

令和3年度 1.94%



令和8年度当初 3.2%

【目標2】 課長級以上の職員に占める女性職員の割合を高めます。

令和3年度 9.2%



令和8年度当初 15.0%

【目標3】 職員の年次有給休暇の取得日数の増加を目指します。

① 職員1人あたりの年次有給休暇取得日数

令和2年 11.4日



令和7年 13日

② 年次有給休暇取得日数が年5日未満の職員数

令和2年 175人



令和7年 0人

【目標4】 男性職員の育児休業取得者の増加を目指します。

① 男性職員のうち2週間以上の育児休業取得者の割合

令和2年度 0%



令和7年度 100%

② 男性職員のうち子の出生後1年までの1ヶ月超の育児関連休暇等取得者の割合

令和2年度 0%



令和7年度 100%